政　令

確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十四号

確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十条及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第一条　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「五万千円」を「五万五千円」に改め、同条第二号中「二万五千五百円」を「二万七千五百円」に改める。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第一項の項中「附則第三条第十三号」を「附則第三条第十一号」に改め、同条第四項の表以外の部分中「第十一条第一号ロ」を「第十一条」に、「第二十二条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号」を「第二十二条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に改め、同項の表第十一条第一号ロの項の前に次のように加える。

第十一条各号列記以外の部分	法	平成二十五年改正法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する法
第十一条第一号	五万千円	五万五千円

第三条第四項の表第十一条第一号ロの項の次に次のように加える。

第十一条第二号	二万五千五百円	二万七千五百円

附　則

この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○厚生労働省令第六十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百三十九号を第四百四十二号とし、第三百六十八号から第四百三十八号までを三号ずつ繰り下げ、第三百六十七号を第三百六十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百七十　ポリビニルピロリドン

別表第一中第三百六十六号を第三百六十八号とし、第二十五号から第三百六十五号までを二号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六　β－アポ－8’－カロテナール

別表第一中第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　アドバンテーム

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第二百五十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

第２のＣの１のアゾキシストロビン，定量用の目の次に次の二目を加える。

アドバンテームアシッド　$C_{23}H_{28}N_2O_7$　本品は，*N*－［3－（3－ヒドロキシ－4－メトキシフェニル）プロピル］－L－α－アスパルチル－L－フェニルアラニンで，白～黄色の粉末である。含量　本品を無水物換算したものは，アドバンテームアシッド94％以上を含む。

純度試験　(1)　塩化物　Clとして1.0％以下

本品約0.01ｇを精密に量り，水／アセトニトリル混液（7：3）を加えて溶かし，正確に100mlとし，検液とする。別に塩化ナトリウム約0.016ｇを精密に量り，水を加えて溶かし，正確に100mlとし，標準液Ａとする。この液２mlを正確に量り，水を加えて正確に20mlとし，標準液Ｂとする。検液並びに標準液Ａ及びＢをそれぞれ30μlずつ量り，次の操作条件でイオンクロマトグラフィーを行う。標準液Ａ及びＢの塩化物イオンのピーク面積を測定し，検量線を作成する。次に検液の塩化物イオンのピーク面積を測定し，検量線から検液中の塩化物の濃度を求め，次式により塩化物の量を求める。

$$\text{塩化物の量（％）} = \frac{\text{検液中の塩化物の濃度（ｇ／ml）}}{\text{試料の採取量（ｇ）}} \times 10{,}000$$

操作条件

検出器　電気伝導度検出器

カラム充てん剤　６μmの液体クロマトグラフィー用強塩基性陰イオン交換樹脂

カラム管　内径4.6mm，長さ15cmのポリエーテルケトン管

カラム温度　40℃付近の一定温度

移動相　炭酸水素ナトリウム201.62mg及び無水炭酸ナトリウム264.98mgを水1,000mlに溶かす。

流量　塩化物イオンの保持時間が約７分になるように調整する。